

令和8年度 随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

NO.	物品役務等の名称及び数量	契約者の所属する部局の名称及び氏名並びに所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計規程等の条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
		独立行政法人国立公文書館長 鎌田薫	東京都千代田区北の丸公園3-2									
1	水道料（本館）	独立行政法人国立公文書館長 鎌田薫	東京都千代田区北の丸公園3-2	令和8年4月1日	東京都水道局	東京都新宿区西新宿2-8-1	会計規程第34条第1項(1) 必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため	-	-	-	-	単価契約
2	乗用自動車（タクシー）の供給	独立行政法人国立公文書館長 鎌田薫	東京都千代田区北の丸公園3-2	令和8年4月1日	東京無線協同組合 東都タクシー無線協同組合 東京個人タクシー協同組合 東京四社営業委員会 日の丸自動車株式会社	東京都新宿区百人町2-18-12 東京都豊島区西池袋5-13-13 東京都中野区弥生町5-6-6 東京都中央区日本橋本町4-15-11 東京都文京区後楽1-1-8	会計規程第34条第2項 契約事務取扱細則第25条の2 公募を実施したところ、当該業者から応募があり、本業務を行うことができると思われるため	-	-	-	-	単価契約
3	ガス料（本館）	独立行政法人国立公文書館長 鎌田薫	東京都千代田区北の丸公園3-2	令和8年4月1日	東京ガス株式会社	東京都港区海岸1-5-20	会計規程第34条第2項 契約事務取扱細則第25条第2項 一般競争を行ったところ、不調となったため、既存の契約を継続するもの	-	-	-	-	単価契約
4	ガス料（分館）	独立行政法人国立公文書館長 鎌田薫	東京都千代田区北の丸公園3-2	令和8年4月1日	東京ガス株式会社	東京都港区海岸1-5-20	会計規程第34条第2項 契約事務取扱細則第25条第2項 一般競争を行ったところ、不調となり、再度一般競争を行ったところ、再び不調となったため既存の契約を継続するもの	-	-	-	-	単価契約
5	アジア歴史資料センターの清掃業務	独立行政法人国立公文書館長 鎌田薫	東京都千代田区北の丸公園3-2	令和8年4月1日	住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2-4-1	会計規程第34条第1項（1） 貸主より清掃業者を指定されているため	-	1,756,154	-	-	
7	令和8年度独立行政法人国立公文書館財務会計システム運用保守業務	独立行政法人国立公文書館長 鎌田薫	東京都千代田区北の丸公園3-2	令和8年4月1日	株式会社NTTデータアイ	東京都新宿区揚場町1-18	会計規程第34条第1項（1） 必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため	-	6,759,500	-	-	
8	利用者向けチャットボットサービス等運用・支援業務	独立行政法人国立公文書館長 鎌田薫	東京都千代田区北の丸公園3-2	令和8年4月1日	リコージャパン株式会社	東京都港区芝浦3-4-1	会計規程第34条第1項（1） 必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため	-	4,808,100	-	-	
8	国立公文書館LANシステム端末（令和6年度導入分）の運用保守業務	独立行政法人国立公文書館長 鎌田薫	東京都千代田区北の丸公園3-2	令和8年4月1日	エフサステクノロジーズ株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	会計規程第34条第1項（1） 必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため	-	4,418,700	-	-	
					東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3						

令和8年度 随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

NO.	物品役務等の名称及び数量	契約者の所属する部局の名称及び氏名並びに所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計規程等の条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
9	国立公文書館LANシステム端末（令和7年度導入分）の運用保守業務	独立行政法人国立公文書館長 鎌田薫	東京都千代田区北の丸公園3-2	令和8年4月1日	エフサステクノロジーズ株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	会計規程第34条第1項（1） 必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため	-	1,767,480	-	-	
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練塀町3											
10	国立公文書館本館 エレベーター改修工事	独立行政法人国立公文書館長 鎌田薫	東京都千代田区北の丸公園3-2	令和8年4月1日	日本オーチス・エレベーター株式会社	東京都中央区新川2-27-1	会計規程第34条第2項 契約事務取扱細則第25条第1項（12） 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施行させることが困難又は不利であるため	-	44,550,000	-	-	